

あし 虹のたの

2020年 8月 No.9
〒460-0011 名古屋市中区大須4-10-26
大須土方ドリームマンション 401
日本国民救援会愛知県本部内 TEL 052-684-5825 FAX 052-684-6355

「田邊さんを守る会」第9回総会（8月1日）

◆活動も10年目に

2011年の夏に発足した「田邊さんを守る会」の活動も9年を経過し、10年目を迎えました。

新型コロナウイルスの感染拡大により、様々な行事が見送られています。しかし、「守る会」では机・椅子利用時の収容人員が288人というとびきり広い会場を用意してこの日に備えてきました。

感染拡大が再び猛威を振るい始めた中で様々な心配がされましたが、愛知県以外からのご参加も3名あり、67名の方においでいただきました。

◆第1部〈講演〉

今年の総会では、昨年のように大型バス一杯の参加者での「現地調査」は計画できませんでした。滋賀・日野町事件の弁護団にも所属していらっしゃる弁護士の小林修先生にお願いして、講演をしていただきました。

第1部の最初に弁護団長の後藤昌弘先生からご挨拶をいただきました。



「現在は、名古屋高裁刑事第2部での異議審で再審の審議中」であること、「今の鹿野裁判長らは、豊川事件における前の担当者たちとは違い、弁護団からの要請に応じて面談が実現した」こと、そして、「同じ裁判長による『名張毒ぶどう酒事件』裁判での指揮ぶりを見てみると、次には豊川事件での進展を期待したくなる」とのお考えが示されました。

小林修先生のご講演は、「日野町事件の証拠開示から豊川事件を考える」と題するお話でした。



証拠開示についての歴史的経緯のなかでは、未だに「再審には証拠開示制度がない」ということ、いわゆる死刑3事件（免田、財田川、松山）の無罪をきっかけに、検察庁が再審無罪事件を研究した結果、証拠隠しが徹底されるようになったことが紹介されました。ですが、検察官の中にも「検察官は裁判所のお手伝いをしているだけ。だから、裁判所が出せと言えは出しますよ。」という考えの人もいますので、裁判所に、「出しなさい」と言わせることが大切なのだとのことでした。

日野町事件では、第1次再審で被害者の遺体の写真を証拠保全させ、法医学鑑定の新証拠としたことや、裁判所が要旨を明示した証拠の一覧表を開示させたことなど、第2次再審では、隠されていた証拠の存在が明らかになったことで裁判所も動き、多くの資料の開示を獲得したそうです。その中に、引当捜査の時の写真とネガもありました。

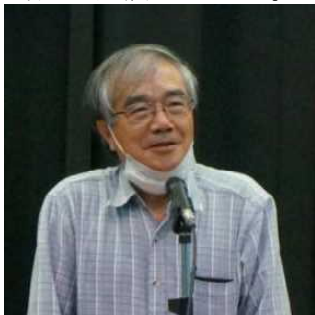
証拠開示による新証拠は、新旧証拠の総合評価をさせるきっかけとなることでした。

最後に、豊川事件における現時点での証拠開示について、具体的な例を挙げて説明してくださいました。弁護団の並々ならぬ努力による成果に期待したいと思います。

◆第2部〈議事〉

「守る会」の福住幹生会長は、主催者を代表して、「コロナによる感染拡大にもかかわらず、勇気と、運動を前へ進める決意

を持って集まってくれた皆さんに御礼を申し上げます」と述べると共に、法廷外における闘いとしての「守る会」による世論づくり、街頭宣伝の重要性を強調しました。



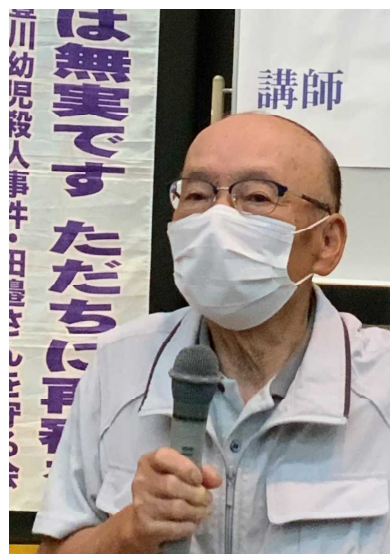
を持って集まってくれた皆さんに御礼を申し上げます」と述べると共に、法廷外における闘いとしての「守る会」による世論づくり、街頭宣伝の重要性を強調しました。

田邊さんのお父さんである田邊政夫さんもお見えになりました。奥様が入院なされたので、却って時間の融通が利くようになったと、冗談をおっしゃっていました。

「11月で87歳です。自宅（福井県美浜町）から軽自動車です。片道3時間半かけて何とかやってこられました。地元の集落は小さいので、有罪判決が出てからは、時には私の行動を非難する声も耳に届きます。皆さんのご支援に、元氣と勇気を貰っています。」と話されました。



日本国民救援会愛知県本部から来賓としてお越しの福田秀俊副会長は、お得意の憲法の条文を紹介しながら、それをきちんと守った取り調べが行われていないことが多くのえん



※第1号議案では、まずこの1年間の情勢と活動報告がされました。社会現象としては、コロナ禍と今年も起こった梅雨末期の豪雨被害に触れ、続いて、「守る会」の活動が10年目に入ることや国民救援会が支援する刑事再審事件などを中心に、この1年での様々な事件支援の動きなどが紹介されました。中でも強調されたのは、湖東記念病院事件で西山美香さんが再審無罪を勝ち取ったことと、大西直樹裁判長の説諭の内容、愛知県などでは中日新聞がこの事件についての疑問を40回にも渡って報道し続けたことの意義などでした。

豊川事件については裁判体が変わったことや、守る会の活動で事件の宣伝署名行動の時に再審法改正の訴えがされていること、東三河で「再審法改正運動推進委員会」が作られ活動が始まったことが報告されました。

また名古屋高裁への署名提出数が累計で8,866名分になったこと、田邊さんへの支援についても書籍や日用品の差し入れだけでなく、「特別定額給付金」や「国民年金保険料免除」の手続き代行など具体的に報告されました。

活動方針では、基本的にいままでの方針を受け継ぐことが提案されましたが、やはり再審法の改正に力を注ぐことと、2022年8月に刑期満了となる田邊さんの出所後の支援について議論を始めることが強調されました。

※第2号議案では、コロナの影響で活動が縮小されたことを受けて支出が少なかったこと、多くの方からのカンパで、来年度に向けてはほぼ今年のカンパと同額が繰り越されたことなどが特徴的なことでした。

※第3号議案では、お二人の世話人が退任されましたが新たに一人加わり、会計監査を含めて14名の体制で臨むことが提案されました。

尚、各議案については全て可決されたことをご報告します。



田邊さんに激励のお手紙を出して下さい
【宛先】
〒870-0856 大分市畑中5-4-1 田邊雅樹 様